

インフルエンザ施設別発生状況調査に係るQ & A

問1 同一施設で複数の休業措置が行われた場合、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかに入力することとなっているが（施設数としては1）、同一施設で同一週に学年閉鎖と学級閉鎖が行われた場合、在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

（答）

○ 同一施設で学年閉鎖と学級閉鎖が重複した場合、当該施設に対して該当週になされた学年閉鎖と学級閉鎖の対象者の合計数をそれぞれ計上することになります。

＜例＞同一小学校で以下の休業措置がなされた場合

- ① 学年閉鎖：小学校6年（在籍者数：120名、患者数35名、欠席者数30名）
- ② 学級閉鎖：5年1組（在籍者数：30名、患者数6名、欠席者数6名）

→ 在籍者数150名、患者数41名、欠席者数36名を計上する。

問2 欠席者数が患者数を上回ることありうるか。

（答）

○ 欠席者数は、インフルエンザ様症状が原因で欠席した者の数であり、その他の疾患等により欠席した者については除外します。

○ 在籍者数、患者数、欠席者数は、閉鎖される直前の数値を計上することとなるため、休業措置がなされたからといって、当該休業措置によって発生したインフルエンザ様症状を示さない欠席者数を計上するものではありません。

○ 患者数は欠席者数に罹患登校者数（インフルエンザ様症状を示しながらも登校した者の数）を加えたものです。

○ 以上のことから、欠席者数が患者数を上回ることはありません。

問3 認定こども園で臨時休業があった場合、どこに計上すればよいか。

（答）

○ 保育所型あるいは幼稚園型の認定こども園については、明確に区別可能なため、それぞれ保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園に計上いただきたい。

- それ以外の型の認定こども園については、明確な区別が困難であるため、各自治体で保育所か幼稚園の適切な方を判断いただき、計上いただきたい。

問4 インフルエンザ施設別発生状況調査について、同じ週に同じクラスが2度学級閉鎖になった場合、施設数と在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

(答)

- 施設数は「1」として計上していただき、在籍者数、患者数、欠席者数は対象者の合計数をそれぞれ計上することになる。

問5 小中一貫校についての計上方法はどのようにするか。

(答)

- 以下のとおり計上いただきたい。
- ① 初等部の場合→小学校に計上
 - ② 中等部の場合→中学校に計上
 - ③ 両方に発生した場合→小学校と中学校の両方に計上
 - ④ 一体の校舎となっている等、不明な場合→小学校と中学校の両方に計上
- 中高一貫校等他の一貫校においても、同様の考え方で計上いただきたい。

問6 「その他」に計上する学校は何か。

(答)

- 学校保健安全法第18条に基づく報告対象となっている学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学以外の学校（特別支援学校、高等専門学校、専修学校等）を「その他」に計上いただきたい。
- 判断に迷う場合は、学校保健安全法の対象になっているかで計上の要否を確認願いたい。